

地方公共団体における 犯罪被害者等支援団体等に対する援助の状況について

平成 18 年 8 月 3 日
内閣府犯罪被害者等施策推進室

地方公共団体における犯罪被害者等支援団体等（支援団体）に対する援助の状況について、本年6月5日から7月14日にかけて当室において47都道府県・15政令指定都市（政令市）を対象に実施し、その結果を取りまとめた。概要は以下のとおり。

I. 財政的援助について

1. 犯罪被害全般を対象とする支援団体

- ・34都道府県・3政令市で財政的援助を実施（平成18年度実施予定のものも含む。以下同じ。）。
- ・財政的援助を受けている支援団体は、延べ37団体^(※1)。うち36団体^(※2)は全国被害者支援ネットワーク加盟団体又は加盟予定団体。
 - （※1）（社）みやぎ被害者支援センター、（社）被害者サポートセンターあいち、（社）京都犯罪被害者支援センターは、県・政令市双方から財政的援助を受けている。
 - （※2）非加盟団体として、NPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズが財政的援助を受けている。
- ・支出形態は、補助金、委託料、負担金、報償金、会費、寄付となっている。
- ・警察を通じた援助が大半だが、5府県・3政令市（茨城県、群馬県、神奈川県、京都府、岡山県、京都市、仙台市、名古屋市）では警察以外の担当課を通じて援助を実施。公募企画型の事業により援助を行っている事例（神奈川県、岡山県）もあり。
- ・対象事業は、相談・面談、広報啓発、人材育成が中心。18府県市では付き添い、10府県市では情報提供、10県市では自助グループへの援助を対象としている。12府県市では運営管理一般も対象としている。
- ・金額の上限等について特に定めのない地方公共団体が多いが、一定額の上限を定めているもの、対象となる事業経費全体の何割以内といった形で定めているもの、事業類型別に上限等を定めているものもある。
- ・援助額（実績）は、1団体当たり1,600万円から20万円までとかなり幅がある。

2. 特定分野の被害類型を対象とする支援団体

24都道府県、5政令市で財政的援助を実施。

（1）性被害、DV、児童虐待

- ・男女共同参画課やこども家庭課等を通じて援助が行われている。

- ・性被害を対象とする支援団体への財政的援助の事例（沖縄県）もあり（強姦救援センター・沖縄：補助金 130 万円（平成 17 年度実績））。
- ・DV を対象とする支援団体は、一時保護に係る援助が中心。支出形態は、川崎市を除き委託料、補助金。援助額（実績）は、1 団体当たり 2,300 万円から 2 万円とかなり幅がある。
- ・人身取引を支援対象とする団体への財政的援助の事例（東京都）もあり（（財）「女性の家 HELP」：補助金 720 万円（平成 17 年度実績））

（2）その他

- ・8 県 1 市において、交通事故、消費者被害を対象とする支援団体に対し財政的援助を実施。交通事故では遺族会への財政的援助の事例（奈良県）もあり（奈良県交通災害遺族会：補助金約 41 万円（平成 17 年度実績））。

Ⅱ. 財政的援助以外の援助について

1. 犯罪被害全般を対象とする支援団体

35 都道府県、3 政令市で財政的援助以外の援助を実施。

（1）広報啓発への協力

ほとんどの地方公共団体でポスター掲示やリーフレットの配付、講演会、シンポジウムへの講師派遣等を実施。警察による協力が大半。

（2）人材養成への協力

ほとんどの地方公共団体でセンターが開催する各種研修会、ボランティア養成講座に対する講師派遣等を実施。警察による協力が大半であるが、精神保健センター等福祉部局による協力の事例（秋田県、兵庫県、京都市）もある。

（3）情報提供

早期援助指定団体に対する被害者情報の提供を含め警察による情報提供が大半である。知事部局にて情報交換の場を設け意見交換を行っている事例（大阪府、岡山県）、精神保健センター等福祉部局による協力事例（秋田県、新潟県、兵庫県）もある。

（4）事務所等の提供

7 団体(※)に対し、施設や庁舎の一部を事務所等として提供。

（※）（社）支援センターとちぎ、にいがた被害者支援センター、特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター、おうみ支援センター、特定非営利活動法人紀の国支援センター、（社）被害者サポートセンターおかやま、（社）熊本県犯罪被害者支援センター

2. 特定分野の被害類型を対象とする支援団体

- ・18 府県、2 政令市にて財政的援助以外の援助を実施。
- ・DV・児童虐待を対象とする支援団体に対して、男女共同参画課やこども家庭課等を通じて、広報啓発・人材養成への協力、情報提供等が行われている。
- ・交通事故や消費者被害を対象とする支援団体に対して、所要の協力を行っている事

例もあった。

Ⅲ. 市区町村における取組

本調査では、管下市区町村における取組について、把握しているものに限り報告を求めたところ、主に以下のような取組が報告された。

- ・ 県の被害者支援センターに対する負担金・寄付金・補助金の支出
- ・ 県の被害者支援センターの会員となり会費を負担

地方公共団体における犯罪被害者等支援団体等に対する援助の実態 アンケート調査結果

1. 財政的援助について

(1)犯罪被害全般を対象とする支援団体等

→1.運営管理一般、2.相談・面談、3.情報提供、4.付き添い、5.保護、6.広報啓発、7.人材養成、8.調査研究、9.自助グループへの支援、10.その他、11.なし 特定の事業を定めず会費等を支出)

地方公共 団体名	支援団体等名	支出形態	根拠規程	担当課室	援助の資格要件	対象事業											援助額 (千円)	年度 実績
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
北海道	社団法人北海道生活総合 カウンセリングセン ター 北海道被害者相談 室)	委託料	なし	北海道警察	特に規定はないが、被害者等に対するカウンセ リングを実施し、精神的被害の防止、軽減に貢 献することができる人材、体制等を整えている組 織 団体) でなければならない。												1,500	18
						○												
岩手県	いわて被害者支援セン ター	補助金	犯罪被害者等支援 事業補助金交付要 領	警察本部県 民課被害者 対策室	支援ボランティアはセンター主催の事前研修 40時間) 面接を受け、採用時守秘義務の遵 守等について誓約する	○						○					2,000	17 18
宮城県	社団法人みやぎ被害者 支援センター	補助金	宮城県犯罪被害者 支援	警察本部警 務課	犯罪被害者等早期援助団体 県公安委員会指 定)				○								2000 4000 4000	16 17 18
秋田県	社団法人秋田被害者支 援センター	負担金	なし	警察本部警 務課犯罪被害 者対策室	犯罪被害者等の民間支援団体	○	○	○	○	○	○	○	○	○			2,054	17
山形県	被害者支援センターや まがた	補助金	山形県補助金等の 適正化に関する規 則 被害者支援セン ターやまがた補助金 交付要綱	警察本部警 務課犯罪被害 者対策室													2,000千円	18
茨城県	社団法人いばらき被害 者支援センター	補助金	なし	県警察本部 警務課 犯罪被害者 対策室)	なし		○										1,100	17
		補助金		犯罪被害者 対策室)	犯罪被害者等早期援助団体(指定)											560	17	
		負担金		県生活環境 部生活文化 課 安全なま ちづくり推進 室)	なし											10 50	17 18	

→1.運営管理一般、2.相談・面談、3.情報提供、4.付き添い、5.保護、6.広報啓発、7.人材養成、8.調査研究、9.自助グループへの支援、10.その他、11.なし(特定の事業を定めず会費等を支出)

地方公共 団体名	支援団体等名	支出形態	根拠規程	担当課室	援助の資格要件	対象事業											金額の上限等	援助額 (千円)	年度 実績
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
栃木県	社団法人被害者支援セ ンターとらぎ	補助金	栃木県補助金等交 付規則 警察費補 助金交付規則	栃木県警察 本部警務部 警務課	県が支援すべき事業を特定して補助（犯罪被害者等早期援助団体の指定を旨とした支援活動等重点とした業務の推進） 相談事業 広報 啓発事業 ボランティア相談員研修 養成等事業												補助対象事業 の1/2を補助、 上限3,500千円	177.1から 業務開始	
						○				○	○	○	○						
群馬県	特定非営利活動法人被 害者支援ネットすてつぐんま	補助金	群馬県犯罪被害者等支援事業費補助金交付要綱	総務局人権男女共同参画課 人権男女同和グループ	①全国被害者支援ネットワーク加盟団体であること②早期援助団体の指定を旨とする団体であること、③活動は特定分野に限らず、被害者支援に関する幅広い相談体制 支援体制を整えていること 左記支援要綱 ③)									○			2000千円	—	—
埼玉県	社団法人埼玉犯罪被害者援助センター	補助金	補助金等の交付手続等に関する規則	警察本部警務部警務課	県が公益上必要があると認める場合に補助する。	○	○							○			知事が定めた額	900	18
千葉県	社団法人千葉犯罪被害者支援センター	委託料	犯罪被害者等基本法、千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例、被害者等に対する支援に関する指針	県警警務課	随意契約										○		2・3・4・6・8の業務を処理するための経費として、相談員 1人、時給800円、7・10の業務を行うための講師等の経費として、1時間の業務の中で、無償で県民を対象とするシンポジウム 講演等を開催する経費として上限348,000円	5,438	18
東京都	社団法人被害者支援都民センター	補助金	東京都補助金等交付規則	警視庁総務部企画課犯罪被害者支援室	犯罪被害者等早期援助団体に指定								○				機関誌、小冊子の作成、広報用ポスター、リーフレットの作成、車内広告、インターネットホームページ作成、シンポジウムの開催	16,052	18

→1.運営管理一般、2.相談・面談、3.情報提供、4.付き添い、5.保護、6.広報啓発、7.人材養成、8.調査研究、9.自助グループへの支援、10.その他、11.なし（特定の事業を定めず会費等を支出）

地方公共 団体名	支援団体等名	支出形態	根拠規程	担当課室	援助の資格要件	対象事業											金額の上限等	援助額 (千円)	年度 実績
						主な内容													
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
神奈川県	特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター	負担金	かながわボランティア活動推進基金21条例・協働事業負担金交付要領	かながわ県民活動サポートセンター	次のすべての要件に該当する団体・個人 ①不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業（いわゆる宗教活動、政治活動、選挙活動等を目的とする事業は除く）に自主的に取り組む特定非営利活動法人 ②法人格を持たない団体及び個人活動拠点を県内に有すること ③継続した活動が期待されるものであること	○			○							被害者の精神的立ち直りを支援するための電話相談・面談相談事業、相談員・被害者支援ボランティアの研修及び養成事業、被害者自助グループの支援事業	対象となる事業に要する経費の償還、光熱水費等の管理費は原則として対象外から、国又は地方公共団体の他の補助金等を控除した額と1,000万円のいずれか低い額を上限として負担	5,000 今年度で終了	18
		委託料	-	警察本部警務課被害者対策室	-	○										臨床心理士派遣事業	-	320	18
新潟県	にいがた被害者支援センター	委託料	新潟県犯罪のない安全で安心なまなづき条例	警察本部	広範多岐にわたる被害者の要望・相談に応じ、中・長期的に及び被害者支援、潜在的被害者の支援に対応できる団体				○	○						支援フォーラムの開催、ボランティア相談員の育成		712	18
富山県	とやま被害者支援センター（仮称）9月設立予定	補助金	富山県補助金等交付規則	県警察本部警務課		○	○	○	○	○						事務局人件費やボランティア相談員養成費用	3819千円	3,819	18
石川県	特定非営利活動法人石川被害者サポートセンター	補助金		警察本部警務課県民支援相談課被害者支援室		○	○	○	○	○						事務局職員人件費、光熱水費、通信費、事務費、電話相談、面談相談手当・会報誌、リーフレット等・図書購入費、他県研究会参加費	なし	1,140	17
		委託料				○			○	○						人件費・事務室使用料・講演開催・研修講師謝金、講師旅費、テキスト費等	なし	1,800	17
福井県	特定非営利活動法人福井被害者支援センター	委託料	地方自治法施行令第167条の2第2号、犯罪被害者等基本法第22条	警察本部警務課	定款に被害者支援に係る広報啓発事業を掲げていること											県民に被害者支援の必要性を訴え、被害者支援への意識啓発を目的とした被害者支援意識普及事業を委託するもの	なし	580	17
長野県	特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター	補助金	なし（信州モデル創造事業で実施）	警察本部警務課犯罪被害対策室	長野犯罪被害者支援センターに対し、直接補助	○	○									電話相談、面談相談、カウンセリング、病院、警察、裁判所等への付き添い	事業費の1/2を補助、上限は1,500千円	1,500	18
岐阜県	ぎふ犯罪被害者支援センター	補助金	岐阜県補助金等交付規則	警察本部総務課広報県民課	法人格なし。規程・ぎふ犯罪被害者支援センター会則	○	○	○	○	○						電話相談、会報発行、講演会開催、広報啓発活動、ボランティアの養成・相談員の研修開催、支援活動に関する調査		1,500	17
静岡県	特定非営利活動法人静岡犯罪被害者支援センター	委託料	業務委託処理要領	警察県民センター犯罪被害者対策室	規程関係（守秘義務）支援活動に関する規程の制定 活動実績（犯罪被害者等の被害回復や軽減に資すること及び地域安全や人権擁護に寄与することを目的に設立された県内唯一の団体	○										人件費、家賃（一部）、通信運搬費、消耗品費等、電話相談、面談相談、カウンセリング	3,300千円	3,221	17
		委託料	犯罪被害者等支援意識普及啓発業務委託要領														各種広報媒体を活用した被害者支援の意識普及啓発活動、犯罪被害者等支援推進員（ボランティア）を養成するための講座を開催	1,700千円	1,631

→1.運営管理一般、2.相談・面談、3.情報提供、4.付き添い、5.保護、6.広報啓発、7.人材養成、8.調査研究、9.自助グループへの支援、10.その他、11.なし(特定の事業を定めず会費等を支出)

地方公共 団体名	支援団体等名	支出形態	根拠規程	担当課室	援助の資格要件	対象事業											金額の上限等	援助額 (千円)	年度 実績
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
愛知県	社団法人被害者サポートセンターあいち	民間電話相談員報酬金	なし(予算の執行)	警察本部警務部住民事務課犯罪被害者対策室	なし(要件ではないが上記支援団体は愛知県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体である。)	○										電話相談		900	18
		民間面接相談員報酬金				○										面接相談		480	18
		研修費									○					相談員に対する研修		230	18
三重県	社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター	補助金	警察関係補助金交付要綱	県警本部広報課被害者対策室	なし	○										電話相談、面接相談、会報、フォーラムの開催、ボランティア養成講座、被害者調査	事業費予算額の50%以内	5,000	18
京都府	社団法人京都犯罪被害者支援センター	補助金	補助金等の交付に関する規則	安心・安全まちづくり推進室	早期援助団体・定款、事務処理規則、相談事業に関する規則、直接的支援事業実施要領											フォーラムの開催 ボランティアの養成研修	500千円	500	15 16 17 18
大阪府	特定非営利活動法人大阪被害者支援プロジェクトセンター	報償費など	民間被害者相談員制度運用要領	府警察本部総務部府民応接センター		○	○	○								電話相談、関係支援機関・団体に対する情報提供、裁判所等への付き添い、生活上の援助	委嘱人数40人まで	1,522	17
		寄付	-	府警察信用組合		○	○	○	○	○	○					記入要領の事業類型1～4、6～10に記載のとおり		2,000	17
和歌山県	特定非営利活動法人紀の国被害者支援センター	補助金	和歌山県補助金等交付規則 紀の国被害者支援センター事業補助金交付要綱	県警察本部警察相談課	特定非営利法人	○	○	○	○	○	○					犯罪被害者支援事業	犯罪被害者支援事業に要する経費の2分の1以内	700	17
岡山県	NPO法人おかやま犯罪被害者サポートファシリテーズ	補助金	備前県民局協働事業提案募集要項(企画公募型事業)	備前県民局協働推進室	公益的、社会的貢献的事業であり、広く社会的課題の解決が図られること、行政との協働により相乗効果が得られること等											シンポジウムの開催、ワーキンググループでの施策の検討	-	未定(今年度提案中)	18
山口県	特定非営利活動法人被害者支援センター「ハーラインやまぐち」	委託料	犯罪被害者等基本法	警察県民課	定款上の事業において「被害者支援に関する広報及び啓発事業」を規定											街頭キャンペーン 講演会、シンポジウム等の開催		452	18
香川県	被害者支援センターかわがわ	委託料		県警察本部	活動実績 相談事業規程の整備	○	○									被害者相談 支援事業		313	18
		会費													運営、活動等の全般について、警察職員が会費、寄付金を支出		2,176	17	

→1.運営管理一般、2.相談・面談、3.情報提供、4.付き添い、5.保護、6.広報啓発、7.人材養成、8.調査研究、9.自助グループへの支援、10.その他、11.なし(特定の事業を定めず会費等を支出)

地方公共 団体名	支援団体等名	支出形態	根拠規程	担当課室	援助の資格要件	対象事業											金額の上限等	援助額 (千円)	年度 実績	
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11				主な内容
愛媛県	NPOこころの支援セン ターえひめ	補助金	愛媛県補助金等交 付規則 特定非営利活動法 人被害者こころの支 援センターえひめ事 業費補助金交付要 領	県警察本部 警務課被害 者対策室	県知事が補助金等の交付の申請により、その 内容を調査し、補助金等を交付すべきと認めた とき。	○										経費の1/2相当 額(人件費等) 又は1/3相当額 その他	414	18		
						○										カウンセリング、弁護士等相談にかかる謝礼				
																被害者宅への訪問、付き添い				
																折込チラシの作成、配布				
											○					自助グループ立ち上げにかかる調査				
佐賀県	NPO被害者支援ネット ワーク佐賀 VOICES	委託料	なし	警察本部警 務課	○NPO法人としてH14年4月から本格的に相談 及び直接支援業務を開始 ○団体部内の規約あり	○										経費の1/3相当 額	4,778	18		
						○										スタッフ人件費、事務所の家賃、通信費、水道光熱費、 付き添い等の直接支援、ボランティア養成、相談員育 成等				
長崎県	特定非営利活動法人長 崎被害者支援センター	補助金	なし	警察本部警 務課	なし	○										ボランティア相談員による無料電話相談を実施し、相 談内容に応じて臨床心理士その他の専門家による面 接相談、関係機関への照会等を実施する。	336	18		
熊本県	社団法人熊本県犯罪被 害者支援センター	補助金	熊本県補助金等交 付規則	県警察本部 広報県民課	公益法人	○											500	18		
						○														
宮崎県	社団法人宮崎犯罪被害 者支援センター	委託料及 び負担金	委託契約書等	県警本部	公安委員会指定早期援助団体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特にない	委託料： 8,051 負担金： 3,400	18	
						○														
鹿児島県	社団法人かごしま犯罪 被害者支援センター	委託料	犯罪被害者等給付 金の支給等に関す る法律 第22条	県警察本部 警務部警務 課被害者支 援室		○										スタッフ 相談員) の人件費	2,296	17		
						○											電話相談 面接相談	342	17	
沖縄県	社団法人沖縄被害者支 援いセンター	補助金	沖縄県補助金等の 交付に関する規則 社団法人沖縄被害 者支援いセンター補 助金交付要綱	県警察本部 警務部広報 相談課	補助金交付要綱に定める補助対象事業を実施 していること											ボランティア養成講座、相談員養成講座研修の開催	348	17		
																				電話相談、面接相談、カウンセリング 警察署、裁判所等への付き添い 犯罪被害者等給付金の支給裁定申請の補助 被害者等自助グループの運営に関する支援 講演会開催、会報発行等広報啓発事業 被害者支援ボランティア講座への講師派遣 調査及び研究事業 関係機関、団体等との連携による被害者等支援事業 その他自宅訪問、生活支援等

→1.運営管理一般、2.相談・面談、3.情報提供、4.付き添い、5.保護、6.広報啓発、7.人材養成、8.調査研究、9.自助グループへの支援、10.その他、11.なし 特定の事業を定めず会費等を支出)

地方公共 団体名	支援団体等名	支出形態	根拠規程	担当課室	援助の資格要件	対象事業											金額の上限等	援助額 (千円)	年度 実績	
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11				主な内容
仙台市	社団法人みやぎ被害者支援センター	補助金	仙台市民間犯罪被害者支援団体運営等事業補助金交付要綱	企画市民局 市民生活部 市民生活課	要綱で補助対象団体を同センターと明記				○			○	○				電話相談、面接相談、直接支援事業、広報啓発事業、調査研究事業、相談員・ボランティア養成事業	予算の範囲内	2,000 4,000	17 18
名古屋市中区	社団法人被害者サポートセンターあいち	補助金	名古屋市中区被害者サポートセンターあいち活動補助金交付要綱	市民経済局 地域振興部 広聴課企画係	要綱で補助対象団体を同センターと明記	○											事業費の100分の3以内で予算の範囲内	290	17	
京都市	社団法人京都犯罪被害者支援センター	補助金	犯罪被害者支援活動事業補助金交付要綱	文化市民局 市民生活部 地域づくり推進課	(社)京都犯罪被害者支援センターが実施する被害者等を支援する活動のみ助成対象	○			○			○	○				電話相談 週4日、17年度実績 306件) 面接相談 週3日以上 予約制)、17年度実績 44件) 研修活動 ボランティアに対する研修会など	予算の範囲内	200	17

注1)対象事業欄の番号ごとの事業類型及び主な内容(例)は以下のとおり。

番号	対象事業	主な内容(例)
1	運営管理一般	スタッフ人件費、事務所の家賃、通信運搬費、光熱費
2	相談・面談	電話相談、面接相談、カウンセリング
3	情報提供	関係支援機関・団体に関する情報提供、刑事手続・民事手続・保険等に関する各種手続きの
4	付き添い	病院、警察、裁判所への付き添い
5	保護	一時保護、シェルター
6	広報啓発	会報・ニュースレターの発行、シンポジウム・フォーラムの開催
7	人材養成	ボランティア養成講座、相談員養成研修の開催
8	調査研究	犯罪被害者等へのアンケート調査の実施
9	自助グループへの支援	運営に関する助言、会合場所の提供、各種情報提供、他の自助グループとの連絡調整
10	その他	自宅訪問、身の回りや家族の世話
11	なし	特定の事業を定めず会費等を支出

注 2)NPO法人おかやまさサポートファミリーズを除き、すべて全国被害者支援ネットワーク加盟団体又は加盟予定団体である。

(2)特定分野の被害類型を対象とする支援団体等

①性被害、DV、児童虐待

⇒1.運営管理一般、2.相談・面談、3.情報提供、4.付き添い、5.保護、6.広報啓発、7.人材養成、8.調査研究、9.自助グループへの支援、10.その他、11.なし 特定の事業を定めず会費等を支出)

地方公共 団体名	支援団体等名	被害 類型	支出形態	根拠規程	担当課室	援助の資格要件	対象事業											金額の上限 等	援助額 単位:千円)	年度 実績
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
北海道	駆け込みシエルター運営委員会	DV	補助金	民間シエルター活動強化事業補助金交付要綱	環境生活部 参事 男女平等参画)	次のいずれにも該当する先駆的な取組を行っている民間団体の中から、地域性なども考慮し、知事が認めた団体 1. 配偶者暴力被害者の保護及び相談活動を行っている団体 2. 道内に拠点として活動する団体 有し、道内を拠点として活動する団体 3. 配偶者暴力被害者の保護及び相談活動において、過去1年以上の実績を有し、今後も活動が期待できる団体 4. 特定の政党及びこれに類する政治団体に対する支援活動、宗教活動又は営利活動を目的としない団体	○												675	17
	特定非営利活動法人ウィメンズネット函館						○												674	17
	ウィメンズネット旭川						○												674	17
	ウィメンズ きたみ						○												639	17
	特定非営利活動法人ウィメンズネットマサカネ						○												674	17
	ウィメンズサポード結						○												669	17
	駆け込みシエルターどから						○												532	17
青森県	NPO法人等民間団体	DV	補助金	民間シエルター活動支援事業費補助金交付要綱	こどもみらい課	次のいずれにも該当する先駆的な取組を行っている民間団体の中から、地域性なども考慮し、知事が認めた団体 1. 配偶者暴力被害者の保護及び相談活動を行っている団体 2. 県内に主な事務所及び保護施設を有し、県内を拠点として活動する団体 3. 配偶者暴力被害者の保護及び相談活動において、事業を開始しようとした時点で過去1年以上の実績を有し、今後も活動が期待できる団体 4. 特定の政党及びこれに類する政治団体に対する支援活動、宗教活動又は営利を目的としない団体									○				500	16
岩手県	特定非営利活動法人 いわて生活者サポートセンター (予定)	DV	補助金	配偶者暴力被害者自立支援事業補助金交付要領	青少年 男女共同参画課	県内に主たる事務所を有し、公益的活動をおこなうものであること ・営利活動を主たる活動目的とせず、政治上又は宗教上の組織に属さないものであること									○				564	18 新規
群馬県	児童家庭支援センター 希望館	児童虐待	補助金	児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱及び群馬県児童家庭支援センター運営事業費補助金交付要綱	健康福祉局 青少年 こども課	児童福祉法第44条の2に定める児童家庭支援センターであること。	○												9,432	17
	こども家庭相談室					電話相談等、電話相談には、児童虐待のみでなく、保健相談等も含まれる。	○												9,432	17
	特定非営利活動法人 エンパワメントぐんま		委託料	ぐんま子育て塾事業実施要綱															300	17
	社団法人 群馬県助産師会			ぐんま子育て塾事業実施要綱															300	17

⇒1.運営管理一般、2.相談・相談、3.情報提供、4.付き添い、5.保護、6.広報啓発、7.人材養成、8.調査研究、9.自助グループへの支援、10.その他、11.なし 特定の事業を定めないで会費等を支出)

地方公共 団体名	支援団体等名	被害 類型	支出形態	根拠規程	担当課室	援助の資格要件	対象事業											金額の上限 等	援助額 単位：千円)	年度 実績
							主な内容													
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
埼玉県	民間団体A		補助金	民間団体育成事業 費補助金交付要綱	男女共同参 画課	要綱第3条：団体であること、法人格は 不問）県内活動実績があること										補助率1/2 かつ20万円 以下	90	17		
			委託料	DV被害者支援ボ ランティア育成講 座」開催事業募集 要項	男女共同参 画課	次の①～④の条件をすべて満たす団 体であること。 (1)県内で平成18年4月1日現在、DV被害 者支援活動（シエーター運営、同行援 助、電話相談、ボランティア育成研修会 等）を行っている団体であること。 (2)県内で相当 継続して3年以上の支 援活動実績がある民間団体であるこ と。 ※ 法人格の有無は問わない。 (3)事業完了後も県のDV対策と連携し 引き続き被害者支援活動を行う団体に あること。 (4)特定の政治又は宗教活動を目的と する団体でないこと。								1件につき 225千円以 下	450	17				
	民間団体B	DV	補助金	民間団体育成事業 費補助金交付要綱	男女共同参 画課	要綱第3条：団体であること、法人格は 不問）県内活動実績があること									補助率1/2 かつ20万円 以下	136	17			
			委託料	DV被害者支援ボ ランティア育成講 座」開催事業募集 要項	男女共同参 画課	次の①～④の条件をすべて満たす団 体であること。 (1)県内で平成18年4月1日現在、DV被害 者支援活動（シエーター運営、同行援 助、電話相談、ボランティア育成研修会 等）を行っている団体であること。 (2)県内で相当 継続して3年以上の支 援活動実績がある民間団体であるこ と。 ※ 法人格の有無は問わない。 (3)事業完了後も県のDV対策と連携し 引き続き被害者支援活動を行う団体に あること。 (4)特定の政治又は宗教活動を目的と する団体でないこと。								1件につき 225千円以 下	225	17				
東京都	民間団体C	(現在公募 選定中)	補助金	民間団体育成事業 費補助金交付要綱	男女共同参 画課	要綱第3条：団体であること、法人格は 不問）県内活動実績があること										補助率1/2 かつ20万円 以下	162	17		
	補助金		東京ウィメンズプラ ザDV防止等民間 活動助成金交付要 綱	生活文化局 都民生活部 東京ウィメン ズプラザ	民間団体、グループのうちの条件を 満たすもの、事業内容により個人も対 象）都内に在住、在勤し主に都内を拠 点に活動していること、特定の政党、こ れに類する政治団体等及び宗教活動を 主たる目的とする団体でないこと								この助成金は、運営等財政的援助ではなく、配偶者暴 力の防止等を目的とした民間の自発的な活動、普及啓 発活動、実態調査等）を支援するための事業費に対す る一部助成である。 ※18年度新規事 業 ※DV防止等民 間活動団体か らの公募が終 了し、助成対象 事業を選定す るため、審査会 にて審査中。	1/2助成。 100万円限 度	7,200	17				
	財)日本キリスト教婦人矯 風会「女性の家HELP」	DV、 人身 取引 被害	補助金	東京都来日外国人 女性緊急保護事業 実施要綱及同事 業補助要綱	福祉保健局 少子社会対 策部女性相 談センター	来日外国人女性緊急保護事業を実施 する社会福祉法人等									1年度当た り7,200千円	7,200	17			

⇒1.運営管理一般、2.相談・面談、3.情報提供、4.付き添い、5.保護、6.広報啓発、7.人材養成、8.調査研究、9.自助グループへの支援、10.その他、11.なし 特定の事業を定めず会費等を支出)

地方公共 団体名	支援団体等名	被害 類型	支出形態	根拠規程	担当課室	援助の資格要件	対象事業											金額の上限 等	援助額 単位：千円)	年度 実績		
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11					
富山県	グループ女網	DV	補助金	富山県補助金等交 付規則	男女参画ボ ランティア課	県内に本拠を持ち、県内で活動するNP O												DV防止講座の開催、啓発資料の作成、配布等、行政 機関や裁判所、医療機関等への同行支援等、被害者 同士の情報交換、交流等の自助グループ活動支援等	400千円 補 助等1/2)	H18年度事業 ・民間団体からの 公募が終了 し、助成対象事 業を選定するた め、審査会にて 審査中	18年 から 実施	
							○															600
静岡県	DVサポーターネットワーク静岡 コアラの会 特定非営利活動法人磐田 サポートセンター SSネットワーク サンガ天城	DV	補助金	民間シニルター設 置促進事業費補助 金交付要綱	健康福祉部 こども家庭室	構成員がおおむね10人以上であるこ と、営利を目的とせず、公益性があるこ と、宗教の教義を広め、儀式行事を行 い、及び信者を教化育成することを主た る目的とするものではないこと、政治上 の主義を推進し、支持し、又はこれに反 対することを主たる目的とするものでな いこと	○											シニルターの用に供する住宅等の維持管理その他シエ ニルターの運営に要する経費を助成	600千円			
							○														600	
							○														600	
							○													600		
三重県	三重県里親会	児童 虐待	補助金	三重県里親賠償責 任保険補助金交付 要綱	こども家庭室	児童を委託中の里親が加入した里親賠 償責任保険に要する経費であること。		○									児童を委託 中の里親が 加入した里 親賠償責任 保険に要し た経費の 1/2					
滋賀県	NPO法人子どもの虐待防 止ネットワークしが 民間団体	児童 虐待 DV	補助金 補助金	児童虐待の防止 等に関する法律第 4条第1項児童虐 待防止民間活動支 援事業補助金交付 要綱 民間シニルター運 営費補助金交付要 綱	子ども家庭課 子ども家庭課	なし なし						○	○				社会啓発事業、研修事業、関係諸機関 関係者との交 流事業、ボランティア活動事業	280千円	280			
																				民間シニルターの確保、運営	1,960千円	1,160
大阪府	くろーばー	DV	補助金	大阪府補助金交付 規則	男女共同参 画課	外国人向けDV相談を行っていること	○											相談機関の少ない外国人 DV被害者支援のための相 談事業		500		
和歌山県	ウィメンズネットワーク和歌山	DV	委託料		男女共生社 会推進課													DV被害者を支援するためのボランティア育成講座の 開催		400		

⇒1.運営管理一般、2.相談・相談、3.情報提供、4.付き添い、5.保護、6.広報啓発、7.人材養成、8.調査研究、9.自助グループへの支援、10.その他、11.なし 特定の事業を定めず会費等を支出)

地方公共 団体名	支援団体等名	被害 類型	支出形態	根拠規程	担当課室	援助の資格要件	対象事業											金額の上限 等	援助額 単位：千円)	年度 実績
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
鳥取県	鳥取市母子生活支援施設 つくし	DV	補助金 補助金	鳥取県女性に対する暴力被害者支援事業補助金交付要綱	子ども家庭課	暴力被害者自らの負担等による一時保護を実施し、かつ、県とDV防止法第3条第3項の一時保護委託の契約を締結している県内に所在する民間団体、社会福祉法人、社会福祉施設					○								227	17
	社会福祉法人愛光会 母子生活支援施設のぞみ										○								177	17
	社会福祉法人みのり福祉会 身体障害者授産施設 みのりサングリーン										○								20	17
	米子市)母子生活支援施設 コスモス										○								65	17
	特定非営利活動法人女性と子どもの民間支援みまの会										○								4,466	17
	DV被害者支援ネットワーク 鳥取										○								2,090	17
	社会福祉法人倉吉東福祉会 母子生活支援施設 倉吉明園										○								2,927	17
	社会福祉法人倉吉東福祉会		委託料	鳥取県ステップハウス運営事業実施要綱	子ども家庭課	母子生活支援施設を運営している社会福祉法人で、実施職員として生活支援担当及び心理療法治療士を配置すること					○							10,012千円 人件費：4,276千円 /事務費：5,736千円)	8,526	17
	社会福祉法人鳥取こども学園					母子生活支援施設を運営している社会福祉法人で、実施職員として生活支援担当及び心理療法治療士を配置すること	○												4,930	17
	社会福祉法人鳥取こども学園 情緒障害児短期治療施設 鳥取こども学園希望館					母子生活支援施設を運営している社会福祉法人で、実施職員として生活支援担当及び心理療法治療士を配置すること	○												2,465	17
岡山県	児童養護施設 青谷こども学園	DV	補助金	鳥取県児童養護施設等処遇向上対策事業費補助金交付要綱	子ども家庭課	国の負担金等の交付を受けず、児童福祉法による児童入所施設措置費等、国庫負担金に定める職員定数を超えて児童指導員又は保育士を雇用する児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設	○												2,260	17
	因伯子学園																		4,930	17
	聖園天使園																		2,465	17
	社会福祉法人光徳子供学園						○												1,027	17
			委託料	DV被害者サポート事業	男女共同参画課	DV被害者サポート等を対象に、支援現場での実践研修を行うとともに、DV被害者が実際に必要とする支援がサポート等から提供されるようコーディネートする。					○								949	17
	NPO法人さんかぐナビ		委託料	DV休日電話相談事業		配偶者暴力相談支援センターが相談業務を実施していない休日に電話相談窓口を開設し、利用者の便宜に資するもの	○												1,000	17

⇒1.運営管理一般、2.相談・相談、3.情報提供、4.付き添い、5.保護、6.広報啓発、7.人材養成、8.調査研究、9.自助グループへの支援、10.その他、11.なし 特定の事業を定めない（会費等を支出）

地方公共 団体名	支援団体等名	被害 類型	支出形態	根拠規程	担当課室	援助の資格要件	対象事業											金額の上限 等	援助額 単位：千円)	年度 実績	
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11				
広島県	NPO法人ネットワーク虹	DV	補助金	広島県補助金等交付要綱、配偶者等からの暴力被害者支援事業費補助金交付要綱	こども家庭支援室家庭グループ	次のいずれにも該当し、先駆的な取組を行っている民間団体の中から、地域性等を考慮して、知事が適当と認めた法人格を有する団体①DV被害者の保護又は相談活動を行っている団体②県内に主な事務所又は保護施設を有し、県内を拠点として活動する団体③DV被害者の保護又は相談活動において、過去1年以上の実績を有し、今後とも活動が期待できる団体											普及啓発活動事業	240千円	240	17	
			補助金														被害者ケア事業	180千円	180	17	
	NPO法人ホッとるーむふくやま																	シェルター立ち上げ支援事業	315.2千円	178	16
																		被害者ケア事業	180千円	180	17
山口県	NPO法人ふあみりい	DV	委託料	DV防止法第3条第4項一時保護に関する委託契約書	こども家庭支援室家庭グループ	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を満たすものであると県知事が認めた者											一時保護委託 県県事業として、同行支援及び住宅費加算を行う予定)	予算の範囲内 委託料単価は婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱の単価による)	250	17	
			委託料														一時保護委託 県県事業として、同行支援及び住宅費加算を行う予定)			1,197	17
山口県	山口女性サポートネットワーク	DV	補助金	DV被害者支援事業補助金交付要綱	男女共同参画課	DV被害者を対象とした保護、相談等の支援活動について相当の実績を有する民間団体 法人格の有無を問わない。)											シェルターへの警備体制の強化		52		
			委託料	婦人保護国庫負担金及び国庫補助金交付要綱	男女共同参画課	食事の提供、保健衛生、防災及び被服などの支給について、一時保護所と実質的に同水準のサービスの提供ができる施設											DV被害者等の一時保護委託		425	17	
徳島県	女性保護協議会	DV	補助金	社会福祉団体に對する補助金交付要綱	こども未来課												暴力をなくす運動の開催、広報		55	16	
	民間団体		委託料	徳島県ステップハウス運営事業実施要綱	こども未来課	総合的な支援体制が整っている。守秘義務の遵守											DV被害者の自立支援		3,207	16	
	変わる世界、変わるう日本1〜トスティアック・バイオレンズは大きな社会問題です〜シンポジウム実行委員会		補助金	県民活動の推進に関する補助金交付要綱	県民環境政策課県民活動支援室	要綱のとおり												補助率1/2以内 上限額300千円	300	16	
高知県	あいあいねっと	児童虐待、DV等	補助金	こうち男女共同参画社会づくり財団平成18年度ソーレいといと事業実施要綱	男女共同参画・NPO課	県内を拠点に継続して活動 非営利団体で政治、宗教団体でない 明確な会計、経理を実施 報告できる など											グループ、団体への支援)1企画につき、事業対象経費の10分の8の範囲内で、40万円を上限	300	16		

⇒1.運営管理一般、2.相談・相談、3.情報提供、4.付き添い、5.保護、6.広報啓発、7.人材養成、8.調査研究、9.自助グループへの支援、10.その他、11.なし 特定の事業を定めず会費等を支出)

地方公共 団体名	支援団体等名	被害 類型	支出形態	根拠規程	担当課室	援助の資格要件	対象事業											金額の上限 等	援助額 単位：千円)	年度 実績
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
福岡県	民間団体 A	DV	委託料	配偶者からの暴力 防止及び被害者の 保護に関する法律 第3条第4項	保健福祉部 児童家庭課	一時保護委託基準 厚生労働省告示第 254号、平成13年7月23日)					○							なし	1,720	17
	民間団体 B										○									
大分県	特定非営利活動法人 えび の会 女性と子どもの性と人 権を考える市民ネット	DV	委託料	大分県契約事務規 則第33条第6号	生活環境部 県民生活・男 女共同参画 課	NPO法人、県内唯一のDV被害者支援 団体、県や市からの委託事業の実績有 り						○							169	18
宮崎県	NPO法人ハートスペースSM	DV	委託料	宮崎県母子等一時 保護委託実施要綱	児童家庭課	特になし					○								125	17
沖縄県	強姦支援センター 沖縄	性犯 罪	補助金	強姦支援センター 沖縄事業運営補助 金交付要綱	平和 男女共 同参画課	強姦支援センター沖縄の事業に要する 経費に対する補助	○	○	○	○	○	○	○	○					1300対象事業 毎の補助金設 定は行っていない。	17
札幌市	駆け込みシェルター運営委 員会	DV	補助金	民間シェルター活 動事業補助金交付 要綱	市民まちづく り局男女共同 参画・市民活 動室男女共 同参画課	1 配偶者暴力被害者の一時保護及び 相談等の活動を行っている団体。なお、 一時保護事業の実施に当たっては、記 録を整備していること。 2 市内に事務所及び一時保護施設を 有し、札幌を拠点として活動する団体。 3 配偶者暴力被害者の一時保護及び 相談等の活動において、過去1年以上 の実績を有し、今後も活動が期待でき る団体。 4 特定の政党及びこれに類する政治 団体に対する支援活動、宗教活動又は 営利活動を目的としない団体。												2,000千円	2,000	18
さいたま 市	SWS	DV	補助金		男女共生推 進課	民間緊急一時避難施設（シェルター）の家賃補助	○											年間20万 円	200	17

⇒1.運営管理一般、2.相談・相談、3.情報提供、4.付き添い、5.保護、6.広報啓発、7.人材養成、8.調査研究、9.自助グループへの支援、10.その他、11.なし 特定の事業を定めないで会費等を支出)

地方公共団体名	支援団体等名	被害類型	支出形態	根拠規程	担当課室	援助の資格要件	対象事業											金額の上限等	援助額 単位：千円	年度実績
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
横浜市	特定非営利活動法人 かながわ女のスペース みずら	DV	補助金	横浜市女性緊急一時保護施設補助金交付要綱	こども青少年局こども家庭課	要綱に定める女性緊急一時保護事業の実施団体	○											7000千円	7,000	17
	特定非営利活動法人 女性の家サラー	DV					○											2000千円	1,000	17
	社会福祉法人 恩賜財団神奈川県同僚援護会	DV	委託料	横浜市母子生活支援施設緊急一時保護施設緊急一時保護施設要綱	こども青少年局こども家庭課	要綱に定める母子生活支援施設を運営する社会福祉法人	○				○							設定単面に よる	15,050	17
	社会福祉法人礼拝会	DV	補助金	横浜市女性緊急一時保護施設補助金交付要綱	こども青少年局こども家庭課	要綱に定める女性緊急一時保護事業の実施団体	○											7000千円	7,000	17
川崎市	NPO法人ウイメンズハウス・花みずき		補助金	川崎市女性等緊急一時保護施設補助金交付要綱	健康福祉局こども事業本部こども推進課	川崎市内において女性等緊急一時保護施設を運営している団体 要綱第2条)	○				○							1,000千円	1,000	18
	NPO法人グループ・セボ	DV	負担金	神奈川県 県内市町村・民間活動団体による女性の協働による女性の暴力に対する緊急一時保護施設要綱	健康福祉局こども事業本部こども推進課	県内でのシェルター運営に実績有り・十分な信頼性が有り連携が可能 十分な人的体制有り 等 ※神奈川県が団体を選定	○				○							1,000千円	1,000	18
	NPO法人かながわ 女のスペース みずら																	保護施設利用1件につき	585	18
	ウエスト神奈川女性の会																	65,000円	455	18
京都市	社会福祉法人宏量福祉会	DV	補助金	京都市民間緊急一時保護施設補助金交付要綱	文化市民局共同企画社会推進部男女共同参画推進課	配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者及びその家族を保護するための施設を運営する団体で、市内に主たる事務所を有し、概ね1年以上の実績があり、営利目的でないこと。	○				○							要人可能世帯が1世帯の場合月額5万円以内、要人世帯が2世帯以上の場合月額10万円以内	850	17
大阪市	社会福祉法人大阪婦人ホーム	DV	補助金	配偶者からの暴力の被害者のための緊急一時保護事業補助金交付要綱	市民局男女市民局共同参画課	市保健福祉センター所長が依頼したDV被害者の一時保護施設を運営する事業者	○											夜間のDV被害者の受け入れ体制の確保に要する人件費 DV被害者の終日の安全を確保するための警備に関する経費	12,804	17
福岡市	民間2団体	DV	補助金	福岡市緊急一時保護事業補助金交付要綱	こども未来局こども部こども家庭課	民間シェルターとしての実績があること。					○							1団体500千円を上限とする	1団体500	17

(2)特定分野の被害類型を対象とする支援団体等 続き)

② その他

⇒1.運営管理一般、2.相談・面談、3.情報提供、4.付き添い、5.保護、6.広報啓発、7.人材養成、8.調査研究、9.自助グループへの支援、10.その他、11. なし(特定の事業を定めないで会費等を支出)

地方公共 団体名	支援団体等名	被害 類型	支出形態	根拠規程	担当課室	援助の資格要件	対象事業											金額の上限等	援助額 単位:千円)	年度 実績
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
群馬県	財団法人佐藤交通通運見守り基金	交通事故	補助金	財団法人佐藤交通通運見守り基金通運見守り補助金交付要綱	交通政策課	なし	○											予算の範囲内	225	18
	財団法人おひつる会	交通通運見守り	補助金	交通通運見守り団体育成補助金交付要綱	交通政策課		○											定額	190	17
奈良県	財団法人奈良県交通通運見守り協議会	交通事故	補助金	財団法人奈良県交通通運見守り協議会奨励金交付規程	こども家庭課	なし										○			600	17
	奈良県交通安全推進協議会	交通事故	補助金	交通安全推進協議会活動推進事業補助金交付要綱	交通安全対策課	奈良県交通安全推進協議会に對し、その活動事業に要する経費	○												405	17
島根県	NPO法人リーガルネットワークしまね	消費者被害	委託料	県民との協働による島根づくり事業」募集要項	環境生活総務課消費生活室	NPO法人 住民グループ 企業	○				○							2,000千円	1,900	17
	しまね住宅問題研究会						○				○							2,000千円	2,000	17
	佐田町消費者問題研究会			平成17年度消費者活動推進事業実施要領							○							600千円	70	17
	生活協同組合しまね										○							600千円	116	17
広島県	財団法人広島県交通安全協会	交通事故	補助金	広島県補助金交付規則 広島県交通安全協会事業補助金交付要綱	県警察本部		○				○							なし	800	17
徳島県	徳島県交通安全協会	交通事故	負担金		県民環境部県民環境政策課														1,000	17
福岡県	社団法人福岡県交通安全通運見守り会	交通事故	補助金	社団法人福岡県交通安全通運見守り会補助金交付要綱	企画振興部交通対策課	なし 当該団体を目的とした助成)	○									○		知事の定める額	1,000	17
大分県	大分県交通安全推進協議会	交通事故	補助金	要綱	生活環境部県民生活・男女共同参画課	なし	○											予算の範囲内	9,775	17
北九州市	社団法人福岡県交通安全通運見守り会北九州総支部	交通事故	補助金	北九州市補助金等交付規則、福岡県交通安全通運見守り会北九州総支部補助金交付要綱	安全 安全課	特定の社団法人が行う遺族及び被害者の救済、福祉更生の援助に係る事業」	○									○		予算補助のため、上限は年度ごとの予算で決定する。	300	17

2. 財政的援助以外の援助について

1) 犯罪被害全般を対象とする支援団体等

地方公共 団体名	支援団体等名（○印：全国被害者支援 ネットワーク加盟団体）	実施課室	援助 形態	具体的な内容	
				⇒1.広報啓発への協力、2.人材養成への協力、3.情報提供、4.会場、事務所等の提供、5.その他	
北海道	○社団法人北海道家庭生活総合カウ ンセリングセンター（北海道被害者相談室）	北海道警察	1	犯罪被害者等支援団体を広く道民に周知するため、ポスター掲示やリーフレット、被害相談窓口掲載のもの）の配布を実施している。	
	○オホーツク被害者相談室	北海道警察	2	カウンセラーの研修会に際して、警察において実施している施策や犯罪被害者給付制度の説明等を要請に応じて実施している。	
	釧路被害者相談室	北海道警察	1	犯罪被害者等支援団体を広く道民に周知するため、ポスター掲示やリーフレット、被害相談窓口掲載のもの）の配布を実施している。	
	函館被害者相談室	北海道警察	2	当該相談室において毎月開催されている定例会被害者対策係長が、犯罪被害者等基本法の関係や警察の被害者対策についての講話を実施した。	
		北海道警察	1	犯罪被害者等支援団体を広く道民に周知するため、ポスター掲示やリーフレット、被害相談窓口掲載のもの）の配布を実施している。	
	苫小牧地区被害者相談室	北海道警察	2	当該相談室において毎月開催されている定例会被害者対策係長が、犯罪被害者等基本法の関係や警察の被害者対策についての講話を実施した。	
岩手県	○いわて被害者支援センター	警察本部県民課被害者対策室	1	犯罪被害者等支援団体を広く道民に周知するため、ポスター掲示やリーフレット、被害相談窓口掲載のもの）の配布を実施している。	
		警察本部県民課被害者対策室	2	当該相談室において開催された座談会において、苫小牧署警務課員が被害者支援の実態について講話を実施した。	
秋田県		県民文化政策課、中央男女共同参画 センター、警察本部警務課犯罪被害者 対策室	1	秋の全国交通安全運動 交通安全ふれあい広場、パネル展示、自助グループ参加、ハローモニーフエスティバル、活動紹介、展示、警察相談の日」広報活動、全県 地域安全ネットワークへのチラシ配布、秋田県警察各警察署窓口募金箱の設置、リーフレット、チラシ、カードの配布、	
	○社団法人秋田被害者支援センター	精神保健センター、リハビリテーション・ 精神医療センター、女性相談所、中央 児童相談所、県警察本部	2	新規支援員養成講座への講師派遣協力 定例研修会、特別研修会への講師派遣協力	
		健康推進課	3	心のセーフティネットふきのとうホットラインへの協力	
		精神保健センター、リハビリテーション・ 精神医療センター、中央男女共同参画 センター、生涯教育センター	4	支援員の施設見学 支援員研修会の会場 特別研修会の会場 新規支援員募集に係る面接会場	
		子育て支援課	5	秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定委員会」への委員派遣	
茨城県	○社団法人いばらき被害者支援センター	県警察本部生活安全総務課	2	DV・ストーカー・養子縁組等の講師派遣	
		県警察本部警務課 犯罪被害者対策 室）県生活環境部生活文化課 安全な まちづくり推進室）	3	地方公共団体における犯罪被害者等向け施策の情報提供 県生活文化課、被害者の氏名、住所その他の犯罪被害の概要に関する情報の提供 県警察本部）	
栃木県	○社団法人被害者支援センターとちぎ	警務部警務課	1	事業の共催、ポスター、リーフレット等の配布	
		関係各課	2	研修等への講師派遣	
		警務部警務課	3	地方公共団体における犯罪被害者等向け施策の情報提供	
		警務部警務課	4	庁舎の無償使用	
群馬県	○特定非営利活動法人被害者支援ネット すてつぷぐんま	総務局人権男女共同参画課 警察本 部被害者支援室	1	ボランティア養成講座の共催、ポスターやリーフレット等の配布	
		警察本部被害者支援室	2	ボランティア養成講座への講師派遣。相談員に対して、協力謝金を交付	
		警務部警務課	5	該当キャンペーン用式材を購入し、団体に貸与	
		警務部警務課	1	ポスター、リーフレット等の配布	
埼玉県	○社団法人埼玉犯罪被害者援助セン ター	警務部警務課	2	研修等への講師派遣	
		警察署、地域部鉄道警察隊、交通部高 速道路交通安全警察隊及び警務部警務課	3	左記センターは、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に定める犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けていることから、被害者等の同意を得て、被害 者等の氏名、住所その他の犯罪被害の概要に関する情報の提供	
		県民生活課 県警警務課	1	団体が主催するシンポジウム等の広報活動及び県の後援の取付け等	
千葉県	○社団法人千葉犯罪被害者支援セン ター	県民生活課 県警警務課	3	犯罪被害者等の相談窓口を掲載したパンフレット等の配布	
		総務部企画課 犯罪被害者支援室	1	事業の共催、機関誌、小冊子の配付、広報用ポスター、リーフレットの配布	
東京都	○社団法人被害者支援都民センタ－	犯罪被害者支援室	2	ボランティアセミナーへの講師派遣	
		警察本部警務部警務課被害者対策室	3	被害者の同意を得た上で、被害者の氏名、住所、年齢、性別、連絡先及び犯罪被害の概要等」の被害者情報を提供	
神奈川県	○特定非営利活動法人神奈川県被害者支 援センター	警察本部警務部警務課被害者対策室	1	各警察署での団体ポスター掲示、リーフレットの配付、キャンペーンへの県警音楽隊の派遣	
			2	団体の研修場への講師派遣	

地方公共 団体名	支援団体等名（〇印：全国被害者支援 ネットワーク加盟団体）	実施課室	援助 形態	具体的な内容
新潟県	〇にいがた被害者支援センター	精神保健福祉センター 警察本部	1	リーフレットの備付、リーフレットの配付支援、センター「開設時のマスコミ取材支援、ライオンズクラブ等総会講演にかかる講師支援
		警察本部	2	相談員養成時の講師派遣 延べ6人（6回）
		精神保健福祉センター 警察本部	3	被害者支援要領 対応等に関する連携及び情報交換、他県 支援センター」の活動状況に関する情報の提供
		精神保健福祉センター	4	行政財産の提供 使用料 1／2減免）
石川県	〇特定非営利活動法人石川被害者サ ポートセンター	県民支援相談課被害者支援室、総務 課広報室、各警察署	1	警察作成のパンフレット・ホームページ 電光掲示板への掲載、講演会 キャンペーン等の共催、ポスター・リーフレットの配布講演会 キャンペーンにおける警察音
		警察本部関係各課	2	隊務への講師派遣 県民支援相談課、生活安全企画課、少年課、生活環境課、捜査第1課等）
		県民支援相談課被害者支援室	3	国、警察における被害者支援施策に関する情報提供
			4	研修会、講演会会場の借上げ協力
福井県	〇特定非営利活動法人福井被害者支援 センター	警察本部警務課	5	法人 団体 警察職員等に対する賛助会員入会に対する協力
			2	研修等への講師派遣
			3	警察の被害者支援施策に関する情報提供
			1	センターとの協働による街頭における広報啓発活動、講演会の開催
長野県	〇特定非営利活動法人長野犯罪被害者 支援センター	警察本部警務部警務課犯罪被害対策 室 長野県犯罪被害者連絡協議会）	2	ボランティア研修への講師派遣
			4	県庁舎や合同庁舎の一角を貸与
			1	事業の共催 後援、街頭及び警察活動時における広報活動 パンフレット・リーフレット等の配布）
		警察本部総務室広報県民課	2	ボランティア相談員の養成及び相談員研修等への講師派遣
岐阜県	〇ぎふ犯罪被害者支援センター		5	運営に関する助言
		各警察署警務課	1	ポスター、リーフレット等の配布
		警務部警察県民センター、犯罪被害者 対策室	2	研修等への講師派遣
		警察本部広報広聴犯罪被害者対策室	3	支援センターの援助を希望している被害者の犯罪被害の概要等の情報の提供
静岡県	〇特定非営利活動法人静岡犯罪被害者 支援センター		5	業務補助
			1	ポスター、リーフレット等の配布、講演会への講師派遣、広報紙等での紹介
			2	ボランティア支援員研修会等への講師派遣
			3	関係機関において実施されている犯罪被害者向け施策の情報提供
三重県	〇社団法人みえ犯罪被害者総合支援セ ンター		4	会場借り上げ、相談場所の提供
		警察県民センター	1	フォーラムの共催、被害者の手引等で紹介
		人権施策推進課	1	人権啓発イベント「みえけんフェスタ」の開催に際し、おうち犯罪被害者支援センターの出演ブースを設けた。
		警察県民センター	2	新規電話相談員の事前研修等への講師派遣
滋賀県	〇おうち犯罪被害者支援センター	警察県民センター	3	犯罪被害者等向け施策の情報提供
		守山市	4	事務所の無償提供
		広報課 安心 安全 まちづくり推進室	1	京都府広報紙 府民だより」への相談窓口の案内 京都犯罪被害者支援センターHPを京都府及び京都府警察本部HPにおいて関連団体・リンク先として公開
		警察本部警務課犯罪被害者対策室	3	早期援助団体である 財）京都犯罪被害者支援センターに対する犯罪被害者情報H16（107件）、H17（167件）を提供
京都府	〇特定非営利活動法人 大阪被害者支 援アドボカシーセンター	大阪府警察本部総務部府民応接セン ター	1	大阪被害者支援アドボカシーセンター主催によるシンポジウムへの講師派遣協力
			2	犯罪被害者給付制度の概要や部外講師による性犯罪被害に対する教養等を実施。
			3	新規施策の紹介や既存の制度の改正等について、情報提供を行い、犯罪被害者相談員制度による電話相談及び付き添い支援に活用できるようにしている。
		生活文化部安全なまちづくり推進課	1	府ホームページ、相談窓口情報提供リーフレット等で紹介
大阪府	〇特定非営利活動法人 大阪被害者支 援アドボカシーセンター	兵庫県警本部警務課	3	不定期に情報交換の場を設け、意見交換等を実施
		健康生活部福祉局障害福祉課	1	シンポジウム、講演会への講師派遣及び協力援助、啓発キャンペーンに対する協力、ポスター・パンフレットの配布
		兵庫県警本部警務課	2	リーフレット等の配布、講演会等の案内
		健康生活部福祉局障害福祉課	2	電話相談員養成講座への講師派遣
兵庫県	〇NPO法人 ひょうご被害者支援センター	兵庫県警本部警務課	2	相談員養成研修会の後援承認
		健康生活部福祉局障害福祉課	3	被害者の希望により、ひょうご被害者支援センターのカウンセラーへ被害者の住所 氏名を提供
		兵庫県警本部警務課	3	相談者に対する民間団体相談窓口の紹介及び連絡調整
		健康生活部福祉局障害福祉課	5	このころのケアセンター所長はじめ中核職員が、当該センターの設立及び運営の中心となって推進
		健康生活部福祉局障害福祉課	1	街頭キャンペーンへの協力、特別講演開催の協力、ポスター・リーフレット等の配布

地方公共 団体名	支援団体等名（〇印：全国被害者支援 ネットワーク加盟団体）	実施教室	援助 形態	具体的な内容
奈良県	○なら犯罪被害者こころの支援センター	奈良県警察本部県民サービス課	2 研修等への講師派遣	
			3 警察における犯罪被害者等向け施設の情報提供	
			5 役員（運営委員）及び顧問、参与として必要な助言等を実施	
			1 共催或いは後援名義等の便宜、後援名義等の便宜	
			2 被害者支援員養成講座への講師派遣	
和歌山県	○特定非営利法人紀の国被害者支援センター	和歌山県警察本部 県民生活課	3 相談の連携	
			4 和歌山市の庁舎の一部を無償使用	
			1 警察本部発行の被害者の手引き 犯罪の被害にあわれた方への中で当該団体の活動、連絡先等を紹介 被害者支援フォーラム 広報パレード 無料相談等）に対して後援し、関係職員を派遣	
			安全 安心 まちづくり推進室	
			警察本部県民応接課	
岡山県	○社団法人 被害者サポートセンターお かやま	安全 安心 まちづくり推進室	1 被害者支援フォーラム シンポジウム 相談会等）への後援、行事の開催案内の広報支援 市町村広報誌への掲載依頼など） 県のホームページで当該団体の活動、連絡先等を紹介予定	
			2 ボランティア養成講座への講師派遣	
			3 おかやま被害者支援 相談ネットワーク等の機会をはじめ随時、情報提供を行っている。	
			不定期に 月 1回程度情報交換の場を設け、県の取組状況や今後の施策等について情報提供や意見交換を行っている。	
			岡山県ボランティア NPO活動支援センターの貸事務所を提供（有償 期限付）	
	NPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ ファミリース	安全 安心 まちづくり推進室	5 総会、情報交換会等への出席	
			5 総会、情報交換会等への出席	
			1 警察本部発行の被害者の手引き 犯罪の被害にあわれた方への中で当該団体の活動、連絡先等を紹介	
			1 県のホームページで当該団体の活動、連絡先等を紹介予定	
			3 おかやま被害者支援 相談ネットワーク等の機会をはじめ随時、情報提供を行っている。	
	安全 安心 まちづくり推進室	警察本部県民応接課	3 不定期に 月 1回程度情報交換の場を設け、県の取組状況や今後の施策等について情報提供や意見交換を行っている。	
			5 犯罪被害者のための連続講座等への出席	
			5 犯罪被害者のための連続講座等への出席	
			1 毎年 10月 3日の 犯罪被害者支援の日（全国一斉街頭キャンペーンや犯罪被害者等への理解と支援を求める講演や犯罪被害者シンポジウム等を共催 2 電話相談員、直接支援活動員等のボランティア養成のための支援員養成研修に講師を派遣し、被害者支援要領等について指導を実施	
			3 警察が行っている犯罪被害者支援対策に関する広報用各種資料、警察その他の相談窓口を紹介した資料、刑事手続きに関する資料等の情報を提供	
広島県	○社団法人広島被害者支援センター	広島県警察本部	4 支援員養成研修場所の借上げ提供及び支援員養成研修中における本部、警察署見学の実施	
			犯罪被害者等からの求めに応じた同センターの紹介（リーフレットや教示）の実施 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第 23条に定める公安委員会指 定にかかると 犯罪被害者等早期援助団体」に向けた育成 支援	
			1 事業の共催、講演会 シンポジウムの後援、ポスター・リーフレットの配付、ふれあい山口への掲載	
			ボランティア研修に係る警察費当初予算措置 ボランティア研修会への講師派遣、他機関主催研修会へのボランティア派遣、研修会場の借上げ、先進機関への 視察等）	
			3 被害者支援情勢に係る情報提供、新聞記事の送付、被害者支援の関係機関・団体の紹介	
山口県	○特定非営利活動法人被害者支援セン ター「ハートラインやまぐち」	県警本部県民課	4 研修及び広報啓発行事の会場借上げ	
			5 寄付金 賛助金等による財政的支援、団体運営や法人化等に対するバックアップ	
			1 キャンペーンの実施、リーフレット等広報資料作成等に関する協力、講演会の共催、後援等	
			2 ボランティア養成講座への講師派遣、講師手配、受講者の募集に関する広報	
			3 犯罪被害者支援の情勢や施策に関する情報提供	
香川県	○被害者支援センターかがわ	警察本部	4 講演会開催時における会場の無償使用	
			5 運営管理に関する助言 指導 警察職員における会費 寄附金の収集	
			1 交通安全フェスタ 県警音楽隊ふれあいコンサートなど県警共催イベントでの広報、広報誌等への紹介、リーフレットの配布	
			2 電話相談員候補者に対する事前研修会への講師派遣及び電話相談員に対する定期的な研修会への講師派遣	
			5 賛助会費の募集、定期総会への出席、相談業務等、事業に対するアドバイス	
愛媛県	○NPOこころの支援センターえひめ	警務課被害者対策室	2 ボランティア養成講座等への講師派遣	
佐賀県	○NPO被害者支援ネットワーク佐賀 VOI SS	警察本部警務課	2 ボランティア養成講座等への講師派遣	

地方公共 団体名	支援団体等名（〇印：全国被害者支援 ネットワーク加盟団体）	実施課室	援助 形態	具体的な内容
長崎県	〇特定非営利活動法人長崎被害者支援 センター	警察本部警務課	1	民間支援団体と共同でのキャンペーンの実施、被害者等に対するリーフレットの配布 紹介
			2	ボランティア相談員養成講座への講師派遣
			3	警察における被害者支援施策の情報提供
			4	面接相談場所としての警察施設の無償使用
			1	事業への後援及び講師派遣、街頭キャンペーンへの参加
熊本県	〇社団法人熊本県犯罪被害者支援セン ター	熊本県警察本部広報県民課	2	ボランティア養成講座 継続研修への講師派遣
			3	犯罪被害者等早期援助団体への被害者情報の提供
			4	研修会実施に伴う庁内会議室の無償提供
			4	事務所の無償提供
			1	全国犯罪被害者の日キャンペーン「バザー」への音楽隊の派遣、バザー物品提供、広報パンフレットの掲載、県警ふれあいコンサート会場でのリーフレット配布、募金活動の許可
大分県	〇大分被害者支援センター	県生活環境部県民生活男女共同参画課 県教育委員会体育保健課 警察本部広報課	1	被害者支援センターの講演会等の日程を県ホームページに掲載。
			1	講演会の後援
			2	ボランティア養成講座及び継続研修への講師派遣
			1	事業の共催、ポスター・リーフレット等の配布
			2	研修等への講師派遣
宮崎県	〇社団法人宮崎犯罪被害者支援セン ター	県警本部 警務課、相談広報課	3	犯罪被害者への情報の提供
			4	会場の借り上げ 庁舎提供
			1	事業の共催、後援 キャンペーン、フォーラム等） 広報誌、広報番組やホームページでの紹介
			2	ボランティア相談員養成講座への講師派遣 他県 熊本県、宮崎県の支援センターとの合同研修会開催
			3	県や市町村における犯罪被害者等向け施策に関する情報提供
鹿児島県	〇社団法人かごしま犯罪被害者支援セン ター	警務課、生活安全企画課、少年課、捜 査第一課、交通指導課 警務課 県環境生活部生活文化課 警察本部警務課	4	かごしま県民交流センター内の一部を事務所として使用許可（全額減免） ボランティア研修会場として警察本部庁舎を無償使用
			1	講演会等広報啓発事業の共催、街頭キャンペーンへの参加、ポスター、リーフレット等の配付
			2	被害者支援員養成研修への講師派遣
			3	県の被害者支援総合窓口における被害者支援施策についての情報提供
			5	その他 後援名義 名古屋市「の使用承認） 被害者サポートセンターあいち主催イベント 広げよう 犯罪被害者の輪を、文化功労者 作家 曾野綾子氏講演会」
名古屋市	〇社団法人被害者サポートセンターあ いち	市民経済局地域振興部広聴課企画係	1	市施設 区役所等）におけるチラシ等の配布、ホームページへのリンク、事業への後援
			2	相談員研修会への講師派遣
			3	相談員研修会への講師派遣
			4	相談員研修会への講師派遣
			5	相談員研修会への講師派遣
京都市	〇社団法人京都犯罪被害者支援セン ター 社会福祉法人 宏量福祉会	文化市民局市民生活部地域づくり推進 課 保健福祉局保健福祉部 こころの健康 増進センター	1	チラシ、ポスター等の配布、シンポジウムの案内など。
			3	市民から相談や問合せがあった場合には、上記センターを紹介している。
			5	上記センターの顧問に、本市市長が就任している。平成17年4月17日就任）
			1	上記センターの顧問に、本市市長が就任している。平成17年4月17日就任）
			2	上記センターの顧問に、本市市長が就任している。平成17年4月17日就任）
広島市	〇社団法人広島被害者支援セン ター	市民局市民安全推進課	1	上記センターの顧問に、本市市長が就任している。平成17年4月17日就任）
			2	上記センターの顧問に、本市市長が就任している。平成17年4月17日就任）
			3	上記センターの顧問に、本市市長が就任している。平成17年4月17日就任）
			4	上記センターの顧問に、本市市長が就任している。平成17年4月17日就任）
			5	上記センターの顧問に、本市市長が就任している。平成17年4月17日就任）

4) 特定被害類型を対象とする支援団体等

地方公共団体名	支援団体等団体名	被害類型	実施課室	援助形態	具体的な内容
岩手県	特定非営利活動法人 いわて生活者サポートセンター(予定)	DV	青少年 男女共同参画課	2	支援ボランティアに対する研修への講師派遣
	特定非営利活動法人サポート唯	DV	児童家庭課	3	施策の情報提供、研修会の案内、参考資料の提供等
	児童家庭支援ホーム 希望館				
山形県	こども家庭相談室	児童虐待	健康福祉局 青少年こども課	1	群馬県作成リーフレットへの掲載。団体作成資料の配付。
	特定非営利活動法人 エンパワメントぐんま				
	社団法人 群馬県助産師会				
群馬県	財) 佐藤交通通児福祉基金	交通事故	交通政策課	1	県のイベントにおけるPR、寄付金贈呈式に関するプレスリリース
	民間団体A	DV	男女共同参画課	4	事務局設置場所を無償貸与
	民間団体B	DV	婦人相談センター	5	寄付金贈呈式の執行、事業運営に関する助言
埼玉県	民間団体C	DV	男女共同参画課	5	啓発資料等の送付
	特定非営利活動法人女のスペース いにかた		福祉保健部児童家庭課	2	シエータースタッフへの研修
	特定非営利活動法人女のスペース ながおか		福祉保健部児童家庭課	5	啓発資料等の送付
新潟県	特定非営利活動法人女のスペース じょうえつ	DV	福祉保健部児童家庭課	1	ポスター・リーフレット等の配布
	特定非営利活動法人ウィメンズサポートセンター いしかた		福祉保健部児童家庭課	2	県主催の会議、研修会への参加
			福祉保健部児童家庭課	3	DV施策に関する情報提供
静岡県	DVサポートネット静岡		健康福祉部こども家庭室 女性相談センター	1	ポスター・リーフレット等の配布
	コアラの会		健康福祉部こども家庭室 女性相談センター	2	県主催の会議、研修会への参加
			健康福祉部こども家庭室 女性相談センター	3	DV施策に関する情報提供
静岡県	特定非営利活動法人磐田サポートセンター	DV	健康福祉部こども家庭室 女性相談センター	1	ポスター・リーフレット等の配布
	S S ネットワーク		健康福祉部こども家庭室 女性相談センター	2	県主催の会議、研修会への参加
	サンガ天城		健康福祉部こども家庭室 女性相談センター	3	DV施策に関する情報提供
			健康福祉部こども家庭室 女性相談センター	2	民間シエーターの立ち上げにあたり、県が実施する研修等に参加することにより、シエーターの設置及び運営に係る知識及び技術を得る事業に要する経費を助成 初年度調達経費の助成と合わせて20万円を限度)、年度当初にDVに関する研修会を実施、一時保護委託先を対象とした業務連絡会を実施
			健康福祉部こども家庭室 女性相談センター	5	民間シエーター県内5団体のネットワークの運営支援
			健康福祉部こども家庭室 女性相談センター	2	民間シエーターの立ち上げにあたり、県が実施する研修等に参加することにより、シエーターの設置及び運営に係る知識及び技術を得る事業に要する経費を助成 初年度調達経費の助成と合わせて20万円を限度)、年度当初にDVに関する研修会を実施、一時保護委託先を対象とした業務連絡会を実施
			健康福祉部こども家庭室 女性相談センター	5	民間シエーター県内5団体のネットワークの運営支援
			健康福祉部こども家庭室 女性相談センター	2	民間シエーターの立ち上げにあたり、県が実施する研修等に参加することにより、シエーターの設置及び運営に係る知識及び技術を得る事業に要する経費を助成 初年度調達経費の助成と合わせて20万円を限度)、年度当初にDVに関する研修会を実施、一時保護委託先を対象とした業務連絡会を実施
			健康福祉部こども家庭室 女性相談センター	5	民間シエーター県内5団体のネットワークの運営支援
			健康福祉部こども家庭室 女性相談センター	2	民間シエーターの立ち上げにあたり、県が実施する研修等に参加することにより、シエーターの設置及び運営に係る知識及び技術を得る事業に要する経費を助成 初年度調達経費の助成と合わせて20万円を限度)、年度当初にDVに関する研修会を実施、一時保護委託先を対象とした業務連絡会を実施
			健康福祉部こども家庭室 女性相談センター	5	民間シエーター県内5団体のネットワークの運営支援
			健康福祉部こども家庭室 女性相談センター	2	民間シエーターの立ち上げにあたり、県が実施する研修等に参加することにより、シエーターの設置及び運営に係る知識及び技術を得る事業に要する経費を助成 初年度調達経費の助成と合わせて20万円を限度)、年度当初にDVに関する研修会を実施、一時保護委託先を対象とした業務連絡会を実施
			健康福祉部こども家庭室 女性相談センター	5	民間シエーター県内5団体のネットワークの運営支援
			健康福祉部こども家庭室 女性相談センター	2	民間シエーターの立ち上げにあたり、県が実施する研修等に参加することにより、シエーターの設置及び運営に係る知識及び技術を得る事業に要する経費を助成 初年度調達経費の助成と合わせて20万円を限度)、年度当初にDVに関する研修会を実施、一時保護委託先を対象とした業務連絡会を実施
			健康福祉部こども家庭室 女性相談センター	5	民間シエーター県内5団体のネットワークの運営支援

⇒1.広報啓蒙への協力、2.人材養成への協力、3.情報提供、4.会場、事務所等の提供、5.その他

地方公共 団体名	支援団体等団体名	被害類型	実施課室	援助 形態	具体的な内容
三重県	ウイメンズネットみえ		健康福祉部こども家庭室	1	県広報において、活動内容紹介
	DVを考える会 いが	DV	健康福祉部こども家庭室	1	県広報において、活動内容紹介
	四日市市男女共同研究所		健康福祉部こども家庭室	3	内閣府のアドバイザー派遣事業の情報提供
	三重県里親会		健康福祉部こども家庭室	1	県広報において、活動内容紹介
	子どもを虐待から守る家	児童虐待	健康福祉部こども家庭室	2	例年、里親会と合同で里親を支援するため、研修会を実施 子ども虐待防止月間における児童虐待防止啓発イベントの開催 子どもを虐待から守る家他地域支援者を対象とした研修会の開催 児童虐待対応 Q& A など虐待防止や早期発見のためのパンフレットやコミュニティの配布、児童福祉、DV、青少年の健全育成等の情報の提供
滋賀県	NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク いが	児童虐待	子ども家庭課	1	研修会の広報
	財団法人おりづる会	交通遺児	交通政策課	1	県広報紙
				4	事務スペースの提供
				5	県職員の兼務による事務支援
	くろーばー他 約50団体	DV	男女共同参画課	1	DV防止啓発ポスターや、女性に対する暴力をなくすための啓発冊子の配布 対象 約50団体
和歌山県	和歌山子どもの虐待防止協会	児童虐待	子ども未来課	3	女性に対する暴力対策人材養成支援講座』の実施 対象 約50団体
	NPO法人 リーガルネットワークしまね	消費者被害	環境生活総務課消費生活室	1	被害者暴力防止法等基本計画の提供 対象 約50団体
	しまね住宅問題研究会	消費者被害	環境生活総務課消費生活室	1	事業の開催、リーフレット等の配布
	NPO法人さんかぐナビ	DV	警察本部県民応接課	1	消費者センターの啓発広報誌に事業の紹介を行い、周知を図った。
	財団法人広島県交通安全協会	交通事故	広島県警察本部	5	会場の確保、広報の協力など地元市町村との連絡調整
広島県	財団法人暴力追放広島県民会議	暴力団構成員等の犯罪被害全般	広島県警察本部	1	消費者センターの啓発広報誌に事業の紹介を行い、周知を図った。
				1	警察本部発行の被害者の手引き 犯罪の被害にあわれた方への中で当該団体の活動、連絡先等を紹介
				3	おokaや被害者支援 相談ネットワーク等の機会をはじめ随時、情報提供を行っている。
				1	交通事故データ等の提供 各種交通安全教育の開催、講演等
				1	犯罪被害防止のためのパンフレット手引き等の作成に関し、各種資料を提供 ・毎年実施される理事会、評議委員会、中国管内暴力追放推進センター連絡協議会、全国暴力追放推進センター連絡協議会の席上、犯罪被害者支援に関する各種情報資料等を提供
山口県	NPO法人ホッとするーむふぐやま	DV	広島こども家庭センター 婦人相談所)	2	毎年開催される全国暴力追放相談委員、不当要求防止責任者講習会に警察職員を派遣
	NPO法人ふあひりい	DV	男女共同参画課	3	年間37回実施される不当要求防止責任者講習会における犯罪被害者支援に関する各種資料等の情報を提供 公安委員会が同県民会議に委託)
	山口女性サポートネットワーク	DV	男女共同参画課	2	スタッフに対して、婦人相談員研修会の事例検討の場への参加を働きかけている。
	DV被害者自立支援ネットワーク山口	DV	男女共同参画課	2	・広島こども家庭センター 婦人相談所)での研修 (一時保護所の実務や保護命令申立支援についての実習)を実施予定
	女性の暴力根絶をめざす徳島ネットワーク	DV	県民環境政策課 県民活動支援室	1	スタッフに対して、婦人相談員研修会の事例検討の場への参加を働きかけている。
徳島県	CAPとくしま	児童虐待	県民環境政策課 県民活動支援室	4	県が作成する啓発資料への掲載、ポスター、リーフレット等の配布等
	徳島県交通遺児育成会	交通事故	県民環境政策課 県民活動支援室	4	一定の要件を満たすとき県民活動プラザの登録団体であるため、共用会議室を無償で貸与する。(常時でなく必要ときに)
	交通安全施設強化会	交通安全	県民環境政策課 県民活動支援室	4	一定の要件を満たすとき県民活動プラザの登録団体であるため、共用会議室を無償で貸与する。(常時でなく必要ときに)
	えひめDV被害者サポートセンター	DV	男女参画課	5	県職員による団体職員兼務
				4	一定の要件を満たすとき県民活動プラザの登録団体であるため、共用会議室を無償で貸与する。(常時でなく必要ときに)
高知県	あいあいねっと	児童虐待、DV等	男女共同参画 NPO課	3	県が策定したDV防止基本計画及びDV防止啓発用パンフレット等の提供
				3	DV対策等に関する事業への開催、ポスター、リーフレット等の配布
				1	国 県のDV対策や児童・母子福祉施策等の情報提供、互いの事業推進のための意見交換
				3	活動助成金情報の提供
				5	団体が助成金を提出の際に意見書の提出
交通安全協会連絡協議会		交通事故	県民生活 県民共同参画課	1	事業の開催

⇒1広報啓蒙への協力、2人材養成への協力、3情報提供、4会場、事務所等の提供、5その他

地方公共 団体名	支援団体等団体名	被害類型	実施課室	援助 形態	具体的な内容
大分県	特定非営利活動法人 えばの会 女性と子どもの性的人権を考える市民ネットワーク	DV	県民生活・男女共同参画課	4 事務スペースの使用許可、会議室無償使用	
	NPO法人交通事故問題支援ネット			1 事業の後援、DV相談機関として県発行リーフレットに掲載、講師として講演・研修会等へ幹旋 2 研修会等への講師派遣	
	北海道交通事故被害者の会	交通事故	市民まちづくり局地域振興部市政課 交通安全(安全担当)	5 同団体が実施する講演会への名義後援を行っている。	
札幌市				4 札幌市が実施する交通安全パネル展の会場に当該団体のパネルも展示し、一体となって交通事故防止啓発活動を行っている。会場使用料等は徴収していない。	
	NPO法人ウィメンズハウス・花みずき		健康福祉局こども家庭課	1 各区役所保健福祉センターへの広報協力依頼 3 各区役所保健福祉センター配置女性相談員との連絡調整 4 市民館等使用に係る使用料の減免申請	
	NPO法人グループ・ピポ	DV	健康福祉局こども家庭課	1 各区役所保健福祉センターへの広報協力依頼 3 各区役所保健福祉センター配置女性相談員との連絡調整 4 市民館等使用に係る使用料の減免申請	
	NPO法人かながわ 女のスペース・みずら		健康福祉局こども家庭課	1 各区役所保健福祉センターへの広報協力依頼 3 各区役所保健福祉センター配置女性相談員との連絡調整	
	ウエスト神奈川女性の人権を守る会		健康福祉局こども家庭課	1 各区役所保健福祉センターへの広報協力依頼 3 各区役所保健福祉センター配置女性相談員との連絡調整	